

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日
がとぎは、
日曜日の翌日
の翌日)

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取印刷所

【定価一部二箇月三百円(送料を含む)】

目次

- ◇ 告 示 河川区域の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定
被爆者一般疾病医療機関の辞退
健康保険法による保険医の登録
道路の位置の指定
- ◇ 選管告示 土地の立入りの許可
- ◇ 公安告示 選挙管理委員会の招集
道路交通法による聴聞会の開催
- ◇ 公 告 理容師試験及び美容師試験の合格者

告 示

鳥取県告示第三百四十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項第三号の規定に基づき、河川区域を次のように指定する。

昭和四十年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名河川	河川区域
千代川	八頭郡河原町大字釜ノ口地先八日市橋上流五〇〇メートルの地点から左岸は鳥取市賀露町賀露大橋右岸は鳥取市江津地先旧袋川合流点までの河川区域以外の区域で、河川法第六條第一項第一号及び第二号に規定する
"	八頭郡用瀬町大字用瀬字下河原五二九の三番地から同郡同町大字用瀬字下河原五三三の二番地までの右岸の土地の区域で、河川法第六條第一項第一号及び第二号に規定する河川区域以外の区域
"	八頭郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口四七七の五番地、字中筋川端四八四の三番地、四八五の一番地、四八六の二番地、四九一の一番地、四九二の一番地、四九八の三番地、四九九の一番地

鳥取県告示第三百四十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	診療科名	所 在 地
昭和四十年六月一日	小谷診療所	内科、小児科、産婦人科	西伯郡名和町大字御来屋
"	立川眼科耳鼻咽喉科診療所	眼科、耳鼻咽喉科	境港市京町
"	足立医院	内科、放射線科	西伯郡淀江町大字淀江
"	稲田	内科、小児科、放射線科、産婦人科	西伯町字法勝寺
"	大山口診療所	外科、内科	大山町所子

鳥取県告示第三百四十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関指定の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和四十年三月三十一日 大山町所子診療所 西伯郡大山町所子

鳥取県告示第三百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名住 所登録の記号番号登録年月日

池田 茂之 米子市角盤町三丁目一 鳥医一三三二 昭和四十年六月十一日
三一番地

鳥取県告示第三百五十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に

よる申請に基づき、次のとおり昭和四十年六月二十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市元魚町二丁目三二番地 鳥取市卯垣字植田 一三四番二 幅員 四メートル

田中 勘治 " " 字白金 四七七番三の一部 延長 二五一・三メートル

" " " " 四七八番一の一部 四七九番二の一部

鳥取県告示第三百五十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年七月一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

米子市立町四丁目二二番地の一 米子市夜見町字新川二 二、四二三番六 幅員 四メートル
田内 良明 " 二、四二三番八 延長 九三メートル

鳥取県告示第三百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供す

る電気工作物に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町大字上野、段原、大江、長山、宇代、谷川、一ノ段、添谷、

大倉、富江、中祖、宮原、古市、莊、父原、白水、根雨原、大坂

日野郡江府町大字柿原、佐川、久連、小江尾、袋原、貝田、下安井、杉

谷、宮市原、宮市、江尾、俣野、武庫、洲河崎

日野郡日野町大字舟場、野田、津池、安原、下榎、下黒坂、貝原、三谷、

根雨、高尾、金持、本郷、榎市、濁谷、別所、小原、下菅、黒坂、

中菅、秋繩

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年七月七日から昭和四十一年七月六日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一日時 昭和四十年七月八日午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙の結果について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年七月六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年七月十五日午前十一時から

米子市鞆町一丁目 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 東伯郡赤碓町大字光二五九 自動車等運転者 大平 憲夫

2 米子市古豊千二五〇 自動車等運転者 大森 貞義

3 米子市二本木九〇五 自動車等運転者 国谷 修

4 米子市博労町三丁目一五七 自動車等運転者 児玉 操

5 米子市富士見町二丁目一四 自動車等運転者 小坂 勝治

6 米子市富士見町一丁目四三 自動車等運転者 竹田 正元

7 西伯郡伯仙町尾高 番地不詳 自動車等運転者 西本 定男

8 西伯郡名和町大字御来屋七一の一 自動車等運転者 藤井 太郎

9	西伯郡大山町大字保田一〇	自動車等運転者	長谷川伸美
10	西伯郡西伯町原四一一	自動車等運転者	井上 康男
11	西伯郡淀江町淀江九二一一	自動車等運転者	西古 明人
12	境港市中野町二八八	自動車等運転者	野口 精二
13	境港市外江町二七三三	自動車等運転者	浜田 敏徳
14	境港市馬場崎町二九二	自動車等運転者	永井 貞照
15	境港市日の出町一三三	自動車等運転者	滝本 清
16	日野郡日野町小河内一五五	自動車等運転者	後藤 邦彦

公 告

昭和40年5月25日及び6月21日に実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和40年7月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

理容師試験合格者

松田 省三	朝倉 忠夫	森木 敏江	三原 恭子	村田佐津江
北川 早苗	山口 正子	船本 昌信	遠藤 昭	中尾 完司
野村 優子	矢代 節子	清水 紀子	久野 浩子	三角紀代子
吉岡 省吾	国谷富佐子	岡崎 敏江	土田 潤	新川 恭子
米本 増雄	川村美津子	西村 功	安井 義郎	赤井 清治

美容師試験合格者

吉田 公子	小林 礼子	陶山 民恵	三中 東子	小島 信美
中村 美鈴	村中 好子	竹内かすみ	西田 笑子	吉木 隆子
佐布智恵子	吉田 好江	木村 浩子	奥村 和子	神田 瑞枝

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】